

ID: 284

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立学校施設使用規則 第5条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第16号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第5条 教育委員会及び校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用中であっても、その許可を取り消すことができる。 (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。 (2) 使用の許可を受けない学校施設を使用したとき。 (3) 学校施設を損傷したとき。 (4) 教育委員会及び校長の指示した事項に違反したとき。 (5) その他緊急の事態が発生したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日